

～ご記入の前にお読みください～

■市民税・道民税申告書(以下、「市民税申告書」といいます)とは

市民税・道民税(あわせて「個人住民税」ともいいます)の税額計算のために、前年の所得や控除の内容を申告するための書類です。

令和7年度の税額は令和6年1月～12月の所得や控除を基に計算しますので、その期間の内容について記入してください。

■確定申告が必要となる方

●確定申告が必要となる方の例

①	天引きになった所得税の還付を受ける方(天引きになった所得税額は源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄に記載されています)
②	公的年金収入が合計400万円を超える方
③	公的年金収入が合計400万円以下でも、公的年金以外の所得が20万円を超える方
④	給与収入があるが年末調整が済んでいない方

※ ①～④に該当しなくても、法令の定めにより、確定申告が必要となる場合があります。

※ 確定申告が必要となる方は、市民税申告ではなく確定申告を行ってください。

■市民税申告が必要となる方

●市民税申告が必要となる方の例

①	公的年金などの源泉徴収票に記載された控除内容の変更や追加を行う方(扶養・障害者・社会保険料・生命保険料・医療費など)
②	公的年金収入が400万円以下、かつ、公的年金以外の所得が20万円以下の方
③	給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方
④	所得税はかからないが事業所得や不動産所得がある方

◆ ①～④に該当する場合、市民税申告書を提出しないと市民税・道民税額が高く計算されてしまう可能性がありますので、ご注意ください。

◆ ①～④に該当する場合でも、天引きになった所得税の還付を受けるためには確定申告をしてください(市民税申告書を提出しても所得税の還付は受けられません。また、確定申告をすれば市民税申告は必要ありません)。

上記に該当せず市民税・道民税が非課税の方は申告の義務はありませんが、国民健康保険や後期高齢者医療制度等に参加している方や、税金関係の証明書が必要となる方などは申告が必要となる場合があります。

●市民税道民税が非課税になる所得金額の目安

扶養親族 の人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
合計所得 金額	45万円	101万円	136万円	171万円	206万円	241万円

扶養親族の人数は、公的年金等の源泉徴収票などで確認してください。

本人が障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除の対象となる方、未成年(平成19年1月3日以降生まれ)で婚姻歴のない方

合計所得金額
135万円

※合計所得金額については、9ページ「所得計算表」で計算してください。

■申告書の郵送提出にご協力ください

市民税申告書は郵送でも受け付けています。

◆郵送の手順

①申告書を作成する

②申告に必要な書類を用意する

※10ページの「市民税申告に必要なもののチェックリスト」をご参照ください。

③以下の提出先に送付する

◆提出先
〒067-8674 江別市高砂町6番地
江別市役所 市民税課市民税係

※提出いただいた収入や控除に関する書類は返却しませんので、コピーを同封してください。

※受領印が押された申告書の控えの返信を希望する場合は、その旨のメモ等を記載し、返信用封筒(住所・宛名を記入の上、110円切手を貼ったもの)を同封してください。

※記載誤りや資料の添付漏れ等で、お電話で内容を確認させていただいたり、当市で修正させていただく場合がございます。

申告書記載例 ①（申告書二面）

◎給与所得のある方

9ページ「所得計算表」にて、給与収入金額（源泉徴収票の『支払金額』）から所得金額を計算します。

※所得金額調整控除

次の①もしくは②のいずれか又は両方に該当する場合、それぞれの算式により算出した金額を給与所得から控除します。①と②の両方に該当する場合、①から②の順番に控除します。

①子供・特別障害者を有する者等の所得金額調整控除

- ・給与等の収入が850万円を超え、（ア）～（ウ）のいずれかに該当する方が対象
- ・給与収入金額（上限1,000万円-850万円）×10%（千円未満切り上げ）
- （ア）本人が特別障害者に該当する。
- （イ）年齢23歳未満の扶養親族を有する。
- （ウ）特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する。

②給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

- ・給与所得（上限10万円）+公的年金所得（上限10万円）-10万円

◎雑所得のある方

9ページ「所得計算表」にて、年金収入金額（源泉徴収票の『支払金額』）から所得金額を計算します。

公的年金以外の雑所得がある場合、業務とその他に分けて収入と必要経費を①～④へ記入してください。

◎雑（業務）

→原稿料などの副収入やシルバー人材センターからの作業報酬、就労継続支援B型の工賃による所得

◎雑（その他）

→生命保険の年金などによる所得

◎生命保険料・地震保険料控除

保険会社等が発行した令和6年の控除に関する証明書類に記載されている支払金額を種類の区分ごとに記入してください。
※6ページの「所得控除」の欄へ記載する際は、8ページの『住民税の生命保険料控除計算表』をご参照ください。

◎医療費控除

令和7年度の申告では、令和6年1月1日～12月31日までに負担した金額の合計額を記入してください。※計算方法等については7ページをご覧ください。

◎その他

配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、寄附金控除、住宅借入金等特別控除、別居の扶養親族などに関することを記載してください。

◎所得金額調整控除

子供・特別障害者を有する者等の所得金額調整控除に該当する方は、上記「所得金額調整控除」の①（ア）～（ウ）の対象者の氏名・続柄・生年月日・個人番号・別居している場合は住所をご記入ください。対象者が特別障害者に該当する場合は障害級別もご記入ください。

※上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の課税方式

令和6年度の個人住民税（令和5年分の所得税の確定申告）から、所得税と個人住民税とで上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の課税方式を一致させる税制改正がなされました。この改正により、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりました。

※申告書へのご記入にあたっては、こちらの「二面」からお始めください。

（注意）確定申告が必要となる方は、この市民税申告書を使用せずに確定申告を行ってください。確定申告となるか、市民税申告となるかは、1ページの「ご記入の前にお読みください」をご覧ください。

① 所得		所得の生ずる場所	④収入金額	⑤必要経費	⑥専任者控除額	所得金額（④-⑤-⑥）
事業	営業等					①
	農業					②
	不動産					③
	利子					④
	配当					⑤（赤字のときは0）
	給与					⑥
	公的年金等	日本年金機構	④ 2,415,455	⑤ ⑥には、「手引き」の「公的年金等に係る雑所得の速算表」で求めた所得金額を書きます。		⑦ 1,315,455
	雑所得		④	⑤		⑧
	その他		④	⑤		⑨
						⑩ ⑦+⑧+⑨（赤字のときは0）
						⑪ 1,315,455
総合所得	短期・長期					⑫
	一時所得					⑬
合計						⑭ 1,315,455

特別控除額は、………50万円（④の金額が50万円までのときは④の金額）
短期・長期の該当する方を○で囲んでください。

①から⑩の収入金額を、面右側の①の①から⑩のかつてこの内に移記してください。

② 所得から差し引かれる金額

社	料	種	支払保険料	種	支払保険料	計（④+⑤+⑥+⑦）
健康	④ 国民健康保険	⑤ 国民年金				⑬ 101,100
介護	⑥ 介護保険		101,100			
小規模企業	共済等掛金	控除額は、次にあげる掛金の合計額。小規模企業共済掛金（旧第2種共済掛金を除く）、企業型確定拠出年金掛金、個人型確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金				⑭
生命保険料	控除	保険会社名など	支払保険料の計	種	支払保険料の計	
	一般（新）	△〇生令、●■生令	195,300	一般（旧）		
	個人年金（新）	〇〇生令	30,000	個人年金（旧）		
	介護医療保険	△△生令	90,800			
地震保険	控除	区分 保険の種類 保険会社名など 支払保険料		区分 保険の種類 保険会社名など 支払保険料		
	地震	地震 〇〇損保	35,000			
	火災	損害 △△損保	40,000			
その他	控除	(1) 寡婦控除（死別、離婚、生死不明、未婚遺棄該当するものを○で囲んでください。） (2) ひとり親控除 (3) 勤労学生控除 学校名				
雑所得	控除	損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類など 損害金額				
医療費	控除	医療費控除の特例（セルフメディケーション税制） □適用 □不適用	支払った医療費等 310,518		保険金などで補填される金額 95,000	

③ その他の

配当割額、株式等譲渡所得割額の控除に関する事項		寄附金控除	
配当割額控除額		都道府県、市区町村分（特例控除対象）	
株式等譲渡所得割額控除額		住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）	
住宅借入金等特別控除		条例指定分	北海道
居住開始年月日・平令	特定取得（該当する場合は○）	江別市	
住宅借入金等特別控除可能額		寄附先の名称	所在地
別居の扶養親族等に関する事項			金額
氏名	住所		
	国外居住		
	□既婚者□既婚夫婦又は70歳以上 □障害者□障害者□38万円以上の年金 □既婚者□既婚夫婦又は70歳以上 □障害者□障害者□38万円以上の年金		
所得金額調整控除に関する事項			
氏名	続柄	生年月日	申告大抵 平令
個人番号			

◎社会保険料控除

期別や年度に関係なくあなたが令和6年1月1日から12月31日までにお支払いになった国民健康保険・国民年金・介護保険料等の金額を種類ごとに記入してください。
※国民年金保険料を2年前納した場合、保険料を納めた年に控除する方法と、各年分の保険料に相当する額を各年に控除する方法があります。

※配偶者等の社会保険料について

配偶者等の年金収入等から源泉徴収（天引き）されたり、配偶者等名義の口座から引き落とされた社会保険料は申告者ご本人の社会保険料控除に加えることはできませんので、ご注意ください。

なお、あなた名義の口座振替から引き落とされた場合には、あなたの控除の対象になります。

◎その他の控除

該当箇所を○で囲んでください。

- （1）寡婦控除・・・（2）の「ひとり親控除」に該当をしない方で、次の①～③に該当をする方。
①合計所得金額が500万円以下の方。
②以下のいずれかに該当をする方
・夫と死別をした後、婚姻をしていない方または夫が生死不明などの方。
・夫と離別をした後、婚姻をしていない方で、合計所得金額が48万円以下の扶養親族を有する方。
③事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない方（※）。

- （2）ひとり親控除・・・現在、婚姻をしていない方または配偶者が生死不明などの方で、次の①～③に該当をする方。
①合計所得金額が500万円以下の方。
②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること
③事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない方（※）。

（※）事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる方
→住民票の続柄が「夫（未届）」や「妻（未届）」などと記載されている方を指します。

- （3）勤労学生控除
学生・生徒で前年の合計所得金額が75万円以下であり、かつその所得のうち給与所得以外の所得が10万円以下の方。

申告書記載例 ②（申告書一面）

◎障害者控除

あなたや、あなたの控除対象配偶者や扶養親族（16歳未満及び同一生計配偶者を含む）が障害者である場合、その方の氏名を記入して下さい。また、下記に該当する方は特別障害者となりますので氏名を○で囲んでください。

- (1) 身体障害者手帳で1級または2級
- (2) 療育手帳でA判定
- (3) 精神障害者保健福祉手帳で1級
- (4) 介護保険法の人要介護認定4～5で障害者控除対象者認定書の交付を受けている人

※介護保険法の要支援2以上の認定を受けている方については、市の介護保険課に申請し「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることで障害者控除の対象となります。

ただし、認定書下段の有効期間に令和6年12月31日が含まれていなければなりません（令和6年1月～12月の間に亡くなった場合は、有効期間に死亡日が含まれていれば適用できます）。

◎配偶者(特別)控除

あなたの配偶者の前年の合計所得が133万円以下の場合に、配偶者の氏名・生年月日・合計所得金額等を記入してください。

◇配偶者控除：合計所得金額が48万円以下

→控除額33万円（昭和30年 1月1日以前生まれの方は38万円）

※他の方の扶養親族である場合は除きます。

◇配偶者特別控除：合計所得金額が48万円超133万円以下

→下表の控除額は、あなたの合計所得金額が900万円以下の場合です。

900万円超1,000万円以下の方はお問い合わせください。

配偶者の合計所得金額	控除額
48万円超100万円以下	33万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	26万円
110万円超115万円以下	21万円
115万円超120万円以下	16万円
120万円超125万円以下	11万円
125万円超130万円以下	6万円
130万円超133万円以下	3万円

※配偶者の合計所得金額は9ページ「所得計算表」で計算してください

◎扶養控除

あなたの親族（配偶者除く）で、前年の合計所得金額が48万円以下の方を扶養している場合（他の方の扶養親族である場合は除く）は、その方の氏名・続柄・生年月日・備考（同居・別居）・個人番号を記入してください（16歳以上かつ16歳未満かによって記載する欄が違いますので、ご注意ください）。

宛先 江 別 市 長		令和 7 年度 (市民税・道民税・国民健康保険税)		申告書	
令和7年 2 月 14 日提出		フリガナ エベツ コウタロウ 氏名 (必ずフリガナを付けてください。)		江別 幸太郎	
現住所 067-8674		個人番号		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2	
江別市高砂町6番地		大(国)平・令		32・3・15生 電話番号 000-0000	
1月1日時点の住所 同上					
②所得から差し引かれる金額(二面のつづき)					
氏名 江別 幸子 同居/別居 氏名 同居/別居 特別障害者はお名前を で囲んでください。 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者 配 偶 氏 名 エベツ サチコ 出生年月日 大(国)平 32 7 31 合計所得金額 50 0 円 個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 □ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く) 氏名 続柄 生年月日 備考 扶養控除 16歳未満の扶養親族(平成21年1月2日以降生) 個人番号 【同一生計配偶者】 あなたの前年の合計所得金額が1,000万円を超え、配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下の方は□にチェックしてください。					
③16歳未満の扶養親族(平成21年1月2日以降生)					
氏名 続柄 生年月日 備考 個人番号 平令 同居/別居 個人番号 平令 同居/別居 個人番号 平令 同居/別居 ※②及び③について、別居の扶養親族等がある場合には、二面下部の「別居の扶養親族等に関する事項」にも記入してください。					
④事業専従者					
氏名 続柄 生年月日 専従者給与額 円 大(国)平 個人番号					
⑤前年状況の記載欄					
1. 課税の対象とならない所得がありました。(該当するものを で囲んでください。) (1) 遺族年金・恩給 (2) 障害・傷病年金 (3) 失業給付金・労災保険 (4) 老齢福祉年金 (5) 生活保護 2. 勤務先から源泉徴収票が交付されました。(源泉徴収票の写しを提出してください。) 3. 配偶者特別控除の場合は区分欄に1を記入。					
給与(給与)と源泉徴収票の金額が異なる場合は、源泉徴収票の金額を記入してください。 □給与から差引き(特別徴収) □自分で納付(普通徴収)					
市役所使用欄 セルフメディケーション税制を適用した場合は区分欄に1を記入。					
①所得金額					
3ページ目の所得金額調整控除が適用される方は、記に従い区分欄に番号をご記入ください。 1：所得金額調整控除の①に該当 2：所得金額調整控除の②に該当 3：①と②の両方に該当					
収入金額を二面から転記してください。					
給与(収入金額) 区分 ⑥ 公的年金等(②二面の①の合計額) ⑦ 1,315,455 業 務(③二面の②の金額) ⑧ そ の 他(④二面の③の金額) ⑨ 合 計(⑦+⑧+⑨) ⑩ 1,315,455 総合議渡 短期(⑤二面の④の金額) ⑪ ⑬+(⑥+⑦)×⅓ 長期(⑥二面の⑤の金額) ⑫ 一 時(⑦二面の⑥の金額) ⑬ 合 計 ⑭ 1,315,455					
所得控除					
住民税 所得税 社会保険料控除 ⑮ 101,100 小規模企業共済等掛金控除 ⑯ 生命保険料控除 ⑰ 70,000 地震保険料控除 ⑱ 25,000 (④二面の④の金額) ⑲ 40,000 障害者医療費、ひとり親 ⑳ 260,000 勤労学生() ㉑ 配偶者(特別)控除 ㉒ 330,000 扶 養 控 除 ㉓ 基 礎 控 除 ㉔ 430,000 ⑮から㉔までの計 ㉕ 1,216,100 雑 損 控 除 ㉖ 医 療 費 控 除 ㉗ 149,746 寄 附 金 控 除 ㉘ 税額控除 合 計 ㉙ 1,365,846 所得税の欄は記入不要です。					
特 殊 募 入 動 員 同 老 一 特 同 老 同 特 普 年 本 障 害 人 住 宅 借 新 旧 新 旧 介 護 生命保険 介護 専配 101 専他 103 専控他 104					
こちらは市役所使用欄のため、記入しないでください。					

※申告書へのご記入にあたっては、「二面」からお始めください。

氏名、フリガナ、個人番号をご記入ください。

※申告の際は、個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。ご提出の際は、申告者ご本人の個人番号カードの提示か、番号確認書類（通知カードや個人番号の記載がある住民票の写し、住民票記録事項証明等）と身元確認書類（運転免許証や健康保険証等）の提示が必要です。
※郵送で提出する場合は、確認書類のコピーを同封してください。

※控除対象配偶者、扶養親族などの確認書類は不要です。
※通知カードは記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きがとられている場合に限りご使用いただけます。

①所得金額

3・4ページの申告書記載例①(申告書二面)から収入金額・所得金額を書き写してください。

所得控除

こちらの欄に記載する際は下記表の住民税の所得控除額をご覧ください。

生命保険料の控除額は8ページの『住民税の生命保険料控除計算表』を、地震保険料の控除は8ページの『住民税の地震保険料控除計算表』をご参照ください。

⑮～⑳欄は該当するものを○で囲んでください。

(参考)所得控除の所得税と住民税の違い

◇所得控除額が同じもの
 ・・・・医療費控除、社会保険料控除、
 小規模企業共済等掛金控除、雑損控除

◇所得控除額が異なるもの
・・・下記のとおり

(住民税：令和7年度、所得税：令和6年分)

所得控除	住民税	所得税
配偶者控除	33万円	38万円
老人配偶者控除 …昭和30年1月1日以前生	38万円	48万円
扶養控除 (平成21年1月2日以降に生まれた方及び 昭和30年1月1日以前に生まれた方を除く)	33万円	38万円
特定扶養控除 (上記のうち平成14年1月2日～平成18年1月1日生)	45万円	63万円
老人扶養控除 …昭和30年1月1日以前生 (同居老親等扶養控除)	38万円 (45万円)	48万円 (58万円)
配偶者特別控除 (限度額)	33万円	38万円
生命保険料控除 (限度額)	7万円	12万円
地震保険料控除 (限度額) (旧長期損害保険料のみの場合の限度額)	2万5千円 (1万円)	5万円 (1万5千円)
障害者控除	26万円	27万円
特別障害者控除	30万円	40万円
同居特別障害者 (同居している控除対象配偶者、同一生 計配偶者、扶養親族(16歳未満含む) が特別障害者の場合の加算後)	(53万円)	(75万円)
寡婦控除	26万円	27万円
ひとり親控除	30万円	35万円
勤労学生控除	26万円	27万円
基礎控除 (合計所得2,400万円以下)	43万円	48万円

医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和6年1月1日から12月31日までに支払った医療費がある場合は、次の計算式によって計算した金額を医療費控除として200万円を限度に所得から差し引くことができます。

- ☆ 所得の合計額が200万円以上の方
 (支払った医療費) - (保険金などで補填される金額) - 10万円 = 控除額
- ☆ 所得の合計額が200万円未満の方
 (支払った医療費) - (保険金などで補填される金額) - (所得の合計額の5%) = 控除額
 ※小数点以下切り捨て

**医療費控除で
医療費は還付されません**

医療費控除は医療費が還付される制度ではなく、所得から控除して計算することで、所得税の還付や減額、住民税の減額をする制度です。

医療費控除や医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)に関する詳しい内容(対象となる医療費など)は、税務署発行のパンフレットや、国税庁ホームページをご覧ください。

医療費
控除の
明細書
記載の例

令和 6 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

氏名 江別 幸太郎

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

※医療保険者等が発行する医療費の領等を通知する書類で、次の日項目が記載されたものをいいます。

(例) 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」

①療養保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称、⑤療養保険者等が

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) のうちその生計維持や社会保険等に補てんされる金額
円	円	円

2 医療費(上記1以外)の明細

2 医療費(上記1以外)の明細

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分 ☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
江別 幸太郎	〇〇病院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	介護保険サービス その他の医療費 3,909円	円
江別 幸太郎	〇〇薬局	☐ 診療・治療 ☒ 医薬品購入	介護保険サービス その他の医療費 1,562	
江別 幸太郎	△△病院	☒ 診療・治療 ☒ 医薬品購入	介護保険サービス その他の医療費 93,567	
江別 幸太郎	JR、××バス	☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	介護保険サービス その他の医療費 11,400	
江別 幸子	△△歯科医院	☒ 診療・治療 ☒ 医薬品購入	介護保険サービス その他の医療費 4,690	
江別 幸子	□□病院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	介護保険サービス その他の医療費 186,290	95,000
江別 幸子	JR、××バス	☐ 診療・治療 ☒ 医薬品購入	介護保険サービス その他の医療費 3,800	
江別 幸子	〇〇ドラッグストア	☒ 診療・治療 ☒ 医薬品購入	介護保険サービス その他の医療費 5,300	
		☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	介護保険サービス その他の医療費	
		☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	介護保険サービス その他の医療費	
		☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	介護保険サービス その他の医療費	
		☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	介護保険サービス その他の医療費	
		☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	介護保険サービス その他の医療費	
		☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	介護保険サービス その他の医療費	
		☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	介護保険サービス その他の医療費	
		☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	介護保険サービス その他の医療費	
		☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	介護保険サービス その他の医療費	
		☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	介護保険サービス その他の医療費	
		☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	介護保険サービス その他の医療費	
２ の 合 計			(注) 310,518	④ 95,000

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	310,518	円	A	〔申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。〕 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 ① 退職所得及びほか所得がある場合・・・その所得金額 ② ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除額を除く) ③ 遺失、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4種損失額を差引く計算」欄の金額を転記します。
保険金などで補てんされる金額		95,000		B	
差引金額 〔(A)－(B)〕	(マイナスのときは0円)	215,518		C	
所得金額の合計額		1,315,455		D	
④ ×0.05	(赤字のときは0円)	65,772		E	〔申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。〕
⑤と10万円のいずれか少ない方の金額		65,772		F	
医療費控除額 〔(C)－(E)〕	(最高200万円、赤字のときは0円)	149,746		G	

住民税の生命保険料控除計算表

◎旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料)

区 分	旧 生命保険料	
支払った保 険料の金額	(合計)	①
		円

①②の金額	控 除 額	
～15,000円	①の金額	③
15,001円 ～40,000円	①×1/2+7,500円	
40,001円 ～70,000円	①×1/4+17,500円	
70,001円～	35,000円	

◎新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に基づく保険料)

区分 支払った保険料の金額	新 生命保険料 (合計)	新 個人年金保険料 (合計)	介護医療保険料 (合計)
円	円	円	円

⑤⑥⑦金額 ～12,000円	控 除 額 ⑤の金額	控 除 額 ⑥の金額	控 除 額 ⑦の金額
円	円	円	円
12,001円 ～32,000円	⑤×1/2+6,000円	⑥×1/2+6,000円	⑦×1/2+6,000円
円	円	円	円
32,001円 ～56,000円	⑤×1/4+14,000円	⑥×1/4+14,000円	⑦×1/4+14,000円
円	円	円	円
56,001円～	28,000円	28,000円	28,000円

◎旧契約+新契約

合 計	③+⑧ (限度額28,000円) (③のみについて適用を受ける場合は、限度額35,000円)	④+⑨ (限度額28,000円) (④のみについて適用を受ける場合は、限度額35,000円)	⑩ (限度額28,000円)
	円	円	円

●生命保険料控除額

生命保険料 控除額 ⑪+⑫+⑬	(限度額70,000円)
-----------------------	--------------

住民税の地震保険料控除計算表

保険契約の別に証明された支払保険料			控 除 額		
地震保険料	(合計)	A	～50,000円	$A \times 1/2$	C
	円		50,001円～	25,000円	
旧長期損害保険料	(合計)	B	～5,000円	Bの金額	D
	円		5,001円～15,000円	$B \times 1/2 + 2,500$ 円	
			15,001円～	10,000円	

●地震保険料控除額

地震保険料 控除額 C+D	(限度額25,000円)
---------------------	--------------

所得計算表

◎ 給与所得

A	給与等の収入金額	円
---	----------	---

→ 収入金額「A」の金額を以下の表にあてはめて、所得金額「B」を計算してください。

Aの金額	B 給与所得の金額
550,999円まで	0 円
551,000円から 1,618,999円まで	(A-550,000円) 円
1,619,000 円から 1,619,999 円まで	1,069,000 円
1,620,000 円から 1,621,999 円まで	1,070,000 円
1,622,000 円から 1,623,999 円まで	1,072,000 円
1,624,000 円から 1,627,999 円まで	1,074,000 円

Aの金額	B 給与所得の金額
1,628,000 円から 1,799,999 円まで	C (C×2.4+100,000円) 円
1,800,000 円から 3,599,999 円まで	A÷4 (C×2.8-80,000円) 円
3,600,000 円から 6,599,999 円まで	,000円 (C×3.2-440,000円) 円
6,600,000 円から 8,499,999 円まで	(A×0.9-1,100,000円) 円
8,500,000 円から	(A-1,950,000円) 円

所得金額調整控除の適用を受ける場合は、「B」の金額を下
の表に当てはめて計算してください。
(所得金額調整控除について、詳しくは3ページをご覧ください。)

D	{A (最高1,000万円 -8,500,000円} ×10%	(最高15万円) 円	E	B-D	円
---	------------------------------------	------------	---	-----	---

上記「B」または「E」の金額を、申告書の一面⑥と二面⑥に転記してください(★)。

◎ 公的年金等の雑所得

F	公的年金等の収入金額	円
---	------------	---

収入金額「F」の金額を以下の表にあてはめて、所
得金額「G」を計算し、申告書一面⑦と二面⑦に転
記してください。

Fの金額	G 公的年金等の雑所得の金額
600,000 円まで	0 円
600,001 円から 1,299,999 円まで	(F-600,000円) 円
1,300,000 円から 4,099,999 円まで	(F×0.75-275,000円) 円
4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(F×0.85-685,000円) 円
7,700,000 円から 9,999,999 円まで	(F×0.95-1,455,000円) 円
10,000,000 円から	(F-1,955,000円) 円

Fの金額	G 公的年金等の雑所得の金額
1,100,000 円まで	0 円
1,100,001 円から 3,299,999 円まで	(F-1,100,000円) 円
3,300,000 円から 4,099,999 円まで	(F×0.75-275,000円) 円
4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(F×0.85-685,000円) 円
7,700,000 円から 9,999,999 円まで	(F×0.95-1,455,000円) 円
10,000,000 円から	(F-1,955,000円) 円

※公的年金等の雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、計算方法が異なります。詳しくは、市民
税課へお問い合わせください。

(★) 給与所得（B）または（E）と公的年金等の雑所得（G）の両方があり、合計額が10万円を超える場合
は、下の表にあてはめて計算してください。

H	給与所得BまたはE	(最高10万円) 円	K	J-10万円	円
I	公的年金等の雑所得G	(最高10万円) 円	L	給与所得B-Kまたは 給与所得E-K	円
J	H+I	円	上記「L」の金額を、申告書の一面⑥と二面⑥に転記 してください		

◆市民税申告に必要なもののチェックリスト

すべての方に共通する書類

添付又は提示すべき書類	チェック欄
令和7年度（市民税・道民税 国民健康保険税）申告書	☐
本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）のコピー ※顔写真が確認できない本人確認書類は2点（健康保険証等）	☐
申告書控えの返信希望者のみ ⇒ 返信用封筒（住所・宛名を記入の上、110円切手を貼ったもの）	☐

各収入がある場合に提出する書類

収入の種類	添付又は提示すべき書類	チェック欄
事業（営業・農業）収入	収支内訳書	☐
不動産収入		☐
給与収入	源泉徴収票	☐
公的年金等の収入		☐
雑（その他・業務）収入	収入・経費が確認できる書類	☐
一時収入		☐

各控除の適用を受けるために必要な書類

控除の種類	添付又は提示すべき書類	チェック欄
社会保険料控除	控除証明書・領収書等・口座振替済通知書・納付確認書 (国民健康保険税やその他の健康保険料、国民年金保険 料、介護保険料等)	☐
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金控除払込証明書等	☐
生命保険料控除	生命保険料控除証明書	☐
地震保険料控除	地震保険料控除証明書	☐
障害者控除	障害者手帳・療育手帳・障害者控除対象者認定書等	☐
勤労学生控除	学生証・在学証明書	☐
医療費控除	医療費控除の明細書・医療費通知（医療費のお知らせ） 各種証明書等（おむつ証明書など）	☐
医療費控除の特例	セルフメディケーション税制の明細書	☐
寄附金控除	寄附金の領収書・証明書	☐

※その他不明な点があれば市民税課にお問い合わせください。